

# かながわりサイクル製品認定制度実施要綱(抜粋)

## 第4章 検討会

### (設置)

第13条 知事は、第5条第2項、第8条第1項及び第10条第3項の規定による意見を聴取するため、検討会を設置する。

2 検討会は、知事から付議された案件について、次の事項を検討する。

- (1) 認定要件に対する適合性
- (2) 認定製品としての総合的妥当性

### (組織等)

第14条 検討会は、次の者のうちから知事が選任した者4名以上7名以内で構成する。

- (1) リサイクルに関する学識経験を有する者
- (2) リサイクル産業に識見を有する者
- (3) 消費生活に識見を有する者
- (4) その他知事が適当と認める者

2 検討会の構成員（以下「構成員」という。）の選任期間は、選任の日から選任日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 構成員の再任は妨げない。

### (会長等)

第15条 検討会に、会長1名、副会長1名を置き、構成員の互選によりこれを決定する。

2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (検討会の会議)

第16条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、構成員の過半数が出席しなければ開催することができない。

4 会議の議事で議決が必要なときは、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、やむを得ない事情により会議を開催できないときは、書類の回議をもって会議に代えることができる。

### (委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。